

藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会(以下町内会という)と称する。

(目 的)

第2条 町内会は、会員相互の親睦を図り、社会福祉の増進と日常生活を明るく安全に送れるよう、住みよい地域環境づくりに努めることを目的とする。

(区 域)

第3条 町内会の区域は、住所が「藤沢市辻堂東海岸一丁目」とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 町内会は、この区域内の会員で構成し、組及び班をもって構成する。

2. 組は、隣接する世帯で組織し、組長を置く。
3. 班は、定められた区域内の組をもって構成し、班長を置く。なお、班割に不都合が生じた場合、当該班の会員相互の合意により、変更することができる。
4. 組長並びに班長は、それぞれの組並びに班において自主的に選任し任期は1年とする。
5. 組長並びに班長は、第2条に定める目的を達成するための事業について会員に周知し、また業務に協力する。
6. 町内会に藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会自主防災部を設置し、必要な事項は別に定める。

(会 員)

第5条 会員は、この区域内の居住世帯及び店舗等とし第2条の目的に賛同し、かつ第16(1)に規定する会費を納入した居住世帯と店舗等をもって構成する。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は会員としての資格を喪失するものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 町内会区域外に住所を移動したとき
- (3) 1年以上会費を納入しないとき

(役 員)

第7条 町内会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

- (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 総務 1名
2. 第2条の目的を達成するため総会の議決を経て専門部を設け次の役員を置くことができる。
- (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名～2名
3. 前項の規定により設けた専門部の業務は別に定める。

(選任方法)

第8条 会長、副会長及び監事は総会に於いて選任される。

2. 前項以外の役員は、役員選考委員会を設け、候補者を選出し総会で承認を得るものとする。

(職 務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は町内会を代表し会務及び自主防災部を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 会計は経理事務を処理する
- (4) 監事は会計並びに会務を監査する
- (5) 総務は一般事務を処理する
- (6) 部長は専門部に關する事項を処理する
- (7) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する

(任 期)

第10条 会長の任期は1期2年とし、3期6年を限度とする。

ただし、会長以外の役員の任期は1期2年とし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 解 任 など)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当した場合、総会に諮り解任できるものとし、欠員が生じた場合は、第8条の規定により選任する。

- (1) 町内会の体面を著しく毀損した町内会の趣旨もしくは目的に反する行為をしたとき
- (2) 心身の故障などにより、会務に支障をきたすと認められたとき

第3章 機 関

(会 議)

第12条 町内会の会議は次のとおりとし、会長が招集し、その議長となる。

- (1) 総 会

- (2) 定例会
- (3) 役員会
- 2. 議決において賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3. 各会議において、会長が必要と認めた人に出席を要請できるものとする。

(総 会)

第13条 総会は、町内会の最高議決機関であり、定期総会並びに臨時総会とする。

- 2. 定期総会は毎年度当初に1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の連名をもって請求があった場合に開催する。
- 3. 議事は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、第4項(1)については、出席者の3分の2以上をもって議決する。
- 4. 総会は次の事項を審議し議決する。
 - (1) 会則の改廃に関する事
 - (2) 事業報告及び決算に関する事
 - (3) 事業計画及び予算に関する事
 - (4) 役員任免に関する事
 - (5) その他、町内会の運営に係る重要な事項に関する事

(定例会)

第14条 定例会は、概ね1ヶ月に1回開催する。

- 2. 定例会は、役員及び班長、組長で構成される。
ただし、組長は決められた定例会のみとする。
- 3. 議事は出席者の過半数をもって議決する。
- 4. 定例会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 第2条の目的を達成するために実施する事業の運営に関する事
 - (3) その他、役員が必要と認めた事項
- 5. 緊急に処理する必要がある事案については、前条の規定にかかわらず、当該事案を議決することができる。この場合、次の総会においてこれを報告する。
- 6. 定例会は次の事項を執行する。
 - (1) 事業計画及び予算の執行
 - (2) 事業計画案及び予算案の作成
 - (3) その他、町内会の運営に関し必要と認められる事項

(役員会)

第15条 役員会は概ね1ヶ月に1回開催する。臨時役員会は会長が必要と認めた場合、または役員過半数以上の連名をもって請求があった場合に開催する。

- 2. 役員会及び臨時役員会は、役員で構成し、構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって

成立する。

3. 議事は、出席者の過半数をもって議決する。
4. 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 定例会に上程すべき事項
 - (2) その他、必要と認められる事項

第4章 会 計

(経 費)

第16条 町内会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 会費（1世帯月額 150円）
- (2) 市からの補助金・交付金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第17条 町内会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算及び監査)

第18条 町内会の会計は、定期総会の前日までに決算し、監査を受けなければならない。

第5章 その他

(その他)

第19条 この会則に定めのない事項については、定例会で協議の上決定し、総会において報告をする。

(付 則)

昭和45年7月27日制定	平成20年4月22日改訂
昭和45年7月27日施行	平成22年4月21日改訂
昭和57年7月24日改訂	平成24年4月18日改訂
昭和63年4月12日改訂	平成30年4月14日改訂
平成04年4月24日改訂	
平成13年4月17日改訂	
平成15年2月11日改訂	
平成16年4月20日改訂	